

# 患者様・ご家族様へ

## 医療センターへの受診について

### 選定療養費の改定についてのお知らせ

(紹介状なしで受診される患者様の負担金について)

選定療養費とは、病院と診療所（かかりつけ医）の機能分担の推進を図るために、国が定めた制度です。

令和2年4月の診療報酬改定により、許可病床200床以上の地域医療支援病院では、他の医療機関からの紹介状（診療情報提供書）なしに受診される患者様に対し、初診時5,000円以上、再診時2,500円以上の金額を徴収することが義務化となりました。

当センターは許可病床210床の地域医療支援病院で、これに該当します。この制度に基づき、以下とおり徴収させていただきますので、ご理解のほどお願いいたします。

初診時選定療養費	5,500円(税込)←(3月迄) 2,750円(税込)
再診時選定療養費	2,750円(税込)←(3月迄) 徴収なし

※当センター宛名書きのない保険医療機関や健診機関からの  
文書・検査結果は、紹介状に該当しません

※選定療養費免除対象者

- ・救急搬送等で来院した救急患者
- ・生活保護や難病の疾病等による各種公費負担制度の受給対象者

#### 【初診時選定療養費】

原則として、かかりつけ医からの紹介状を基本として受け付けします。紹介状がない場合は、初回および再初診の際に初診に係る料金として5,500円を患者様より徴収させていただきます。

#### 【再診時選定療養費】

当センターでは治療により病状が安定した患者様につきましては、他の医療機関に紹介を行っておりますが、医師の再診の指示がなく患者様ご自身の判断で引き続き当センターを受診される場合に、通常の診療費の他に係る料金として、受診の都度2,750円を患者様より徴収させていただきます。

天草地域医療センター院長